

目 次

- 1 マニュアル等の所在
- 2 令状
- 3 勾留請求事務
- 4 被疑者国選選任手続
- 5 準抗告

マニュアル等の所在①

1 マニュアル類

- ① [REDACTED]
- ② 主なものは地家裁庁内ホームページに掲載

2 当直用PC

マニュアル等の所在②

- 3 令状審査票
- 4 令状チェックシート
- 5 各種書式

被疑者国選の手書き用書式は、[REDACTED]
[REDACTED]

※不要書類は、
「令状関係不要書類保管箱」へ！

が使用できない場合

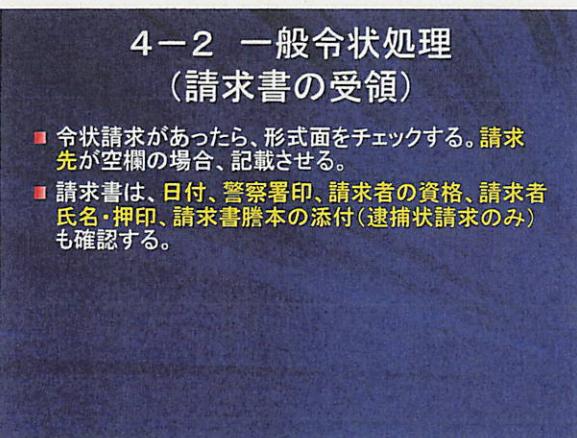
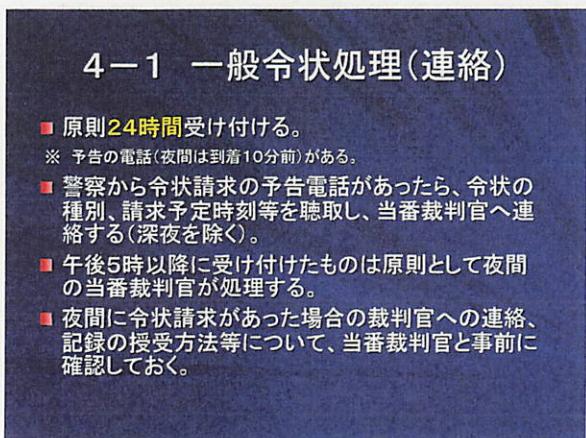
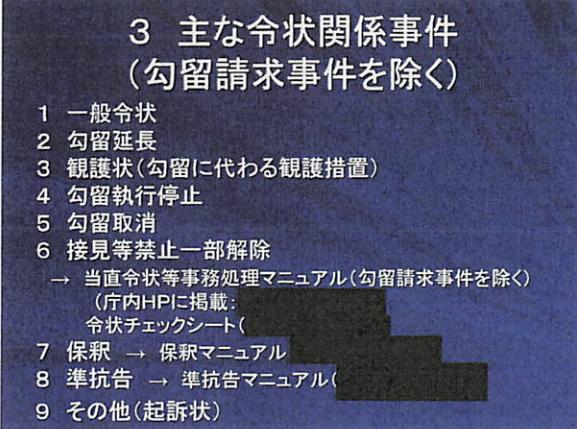
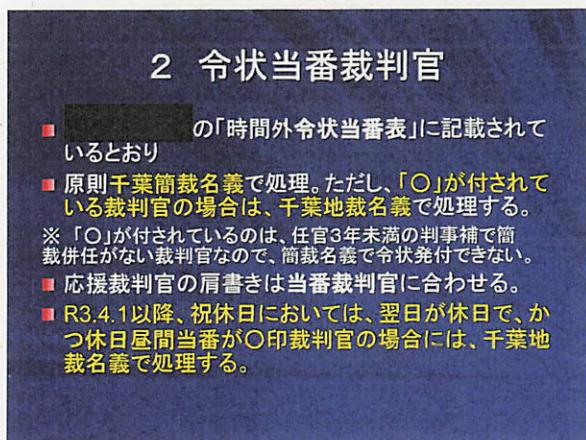
(府内HPにも掲載)の「[REDACTED] が使
用できない場合の事件処理について」を参照

- 1 立件
- [REDACTED] で立件すべき事件は、
緊急時用事件簿(紙帳簿)を使用して立件する。
- 2 各帳票の作成
- 勾留・接見禁止・被疑者国選は、
[REDACTED]



1 当直の令状処理態勢

- 平日夜間(書記官・事務官) 午後5時から翌午前8時30分まで
- 休日昼間
 - > 1班(書記官・事務官) 午前8時30分から午後5時まで
 - > 2班(書記官の管理職)
 - > 応援(書記官)
- 休日夜間(書記官・事務官) 午後5時から翌午前8時30分まで



4-3 一般令状処理 (受付・立件)

- 受付印
- 受付
- 受理時刻の記載(緊急逮捕)
- 令状請求事件簿登載(簡裁又は地裁)、事件番号記載(簡裁「る」、地裁「む」)
- 簡裁と地裁の帳簿を間違えないこと
- 緊急逮捕状については、事件簿の備考欄に受付時刻と発付時刻を記入

4-4 一般令状処理 (処理帳簿)

- 当番裁判官の肩書きに合致する令状請求事件簿(簡裁又は地裁)を使用する。
- 東京税関**成田税関支署**請求の関税法121条の臨検搜索差押許可状の場合は**千葉地裁**の帳簿で処理する(千葉簡裁に管轄がないため。)

※地裁処理を要する場合で当日の担当裁判官が簡易裁判所判事の場合は、地裁の肩書きで処理できる刑事部の裁判官が在庁しているか探す。在庁していない場合は、その日の夜間当番裁判官や**千葉地裁**に在住する裁判官に依頼することとなる(「当直事務の手引」別紙第6参照)。

※**横浜税關****千葉税關支署**請求の場合は、千葉簡裁、千葉地裁に管轄がある。

4-5 一般令状処理 (請求書の審査)

- 令状審査票に基づき審査する(令状1通につき1通使用する)
- 緊急逮捕の場合、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役・禁錮の罪に限られる
- 緊急逮捕の場合、特に逮捕・引致の年月日時・場所の記載もれに注意

4-6 一般令状処理 (起案・起案令状の審査)

- か「手書き」で作成
- 令状への印押捺は不要(H30.12.1から)
- 逮捕状(通常・緊急)以外は請求書を引用しない扱い
- 令状用紙を間違えないこと
- 令状チェックシート等の活用
- 起案令状の審査(令状審査票を使用)
- 起案した令状、請求書、審査票をクリアファイルに入れ、捜査資料と共に裁判官に提出

4-7 一般令状処理 (事後審査)

- 裁判官から発付された令状を受け取ったら、令状審査票に基づいて事後審査する
特に、押印、契印漏れがないか注意
- ※令状を起案した職員とは別の職員が行う。
- 夜間執行許可の押印漏れに注意

4-8 一般令状処理 (請求者への交付)

- 発付された令状と検査資料を請求者に交付する
交付の際、必ず面前で指差し確認を実施する
- 逮捕状以外の令状(検査差押等)の請求書原本も請求者に返還する(請求書副本の提出は不要)
- 令状請求事件簿に受領印を受ける
- 令状審査票、逮捕状請求書副本、返還令状は令状関係書類引継簿に記載して引き継ぐ

4-9 一般令状処理 (却下・撤回)

- 「却下」、「撤回」共通の処理
 - ✓ 捜査資料、請求書原本を返還し、受領印をもらう。
 - ✓ 帳簿結果欄「発付」を抹消し「却下」又は「撤回」と記載
 - ✓ 逮捕状請求の場合、請求書原本余白に「〇月〇日却下」又は「〇月〇日撤回」と記載し、裁判所で保管
 - 却下の場合…請求書原本余白に
 - 本件請求を却下する。
令和〇年〇月〇日
 - 千葉〇〇裁判所
 - 裁判官 ▲▲▲印
 - 緊急逮捕状は、逮捕の追認であるから撤回はない。
要件を満たさない場合は却下することになる

4-10 処理上注意すべき令状

- 緊急逮捕、強制採尿、強制採血
要急で処理する。
 - 税関からの臨検搜索差押請求(管轄に注意)
 - ✓ 東京税関成田税関支署からの請求は、必ず千葉地裁名義で処理(関税法121条)
 - ✓ 横浜税関千葉税関支署からの請求は、千葉簡裁千葉地裁にも管轄がある。
 - ✓ で作成できないので、
使用して作成

5-1 当番裁判官が 処理できない場合

- 令状當番裁判官が処理できない場合の例
当番裁判官が簡裁判事のときに次の事件を処理する必要がある場合
 - ✓ 東京税関成田税関支署からの關稅法に基づく令状請求
求
 - ✓ 地裁の裁判官がした被疑者についての接見等禁止決定に対する接見禁止一部解除請求
 - ✓ 地裁に公判係属の被告人についての第1回公判前の身柄に関する請求(保釈、勾留執行停止、勾留取消等)
など

➡ 次の順位により処理可能な裁判官を探す

5-2 当番裁判官が 処理できない場合

- 5-1の場合、次の順位により処理可能な地裁裁判官を探し、処理を依頼する

①在庁する刑事部の裁判官、②当該日の夜間当番裁判官、③当該日の応援裁判官、④以降の順位等については「在庁時間外の令状事務処理基準15・当直事務の手引」

* 保護許可状等、簡裁名義で処理する必要があり、当番裁判官が簡裁発令のない裁判官である場合の順位についても、「当直事務の手引 別紙第6(在庁時間外の令状事務取扱い基準1.5.)」を参照。

6 勾留延長

※3連休以上の連休の指定された日

- 「当直用令状等事務処理マニュアル」を参照
 - 請求書に受付印を押し、
裁判官に記録(勾留状添付)を提出する。
 - 延長決定が出たら、裁判官記入欄(勾留状2枚目の理由と日付の記載及び記名押印)を点検する。
 - 檢察官への交付年月日を記載し、書記官記名印、職印を押印する(刑訴規153条3項)。
 - 記録を検察庁の当直室に引き継ぎ、「事件関係送付一覧」に受領印をもらう。
 - 日直の応援の要否を算定する際にカウントするのを忘れないこと。

新規登録(会員登録)にかかる事項					
①会員登録 ②新規登録 ③新規登録用紙と同一の登録情報を複数登録する場合 ④新規登録用紙と同一の登録情報を複数登録する場合					
二、三、四、五、六、七、八、九、十					
姓 名 性 別	年 月 日 生 年 月 日 死	姓 名 性 別	年 月 日 生 年 月 日 死	姓 名 性 別	年 月 日 生 年 月 日 死
新規登録用紙へ戻る					
新規登録用紙のため					
新規登録					
平成23年 5月11日			平成 年 月 日		
千葉県 千葉市			新規登録		
西日本			新規登録		
新規登録用紙へ戻る					
平成23年 5月11日			新規登録用紙へ戻る		
新規登録用紙 萩田文子			新規登録用紙へ戻る		
新規登録用紙へ戻る			新規登録用紙へ戻る		

7 起訴状の受理

当直時間内に検察庁から起訴状が提出された場合

- 受付印を押す。

※起訴状原本、添付されている起訴状副本、起訴状
写し(2~4通)全てに受付印を押す。

※逮捕状、勾留状、国選弁護人選任通知書写しなど
の付属書類は押印不要

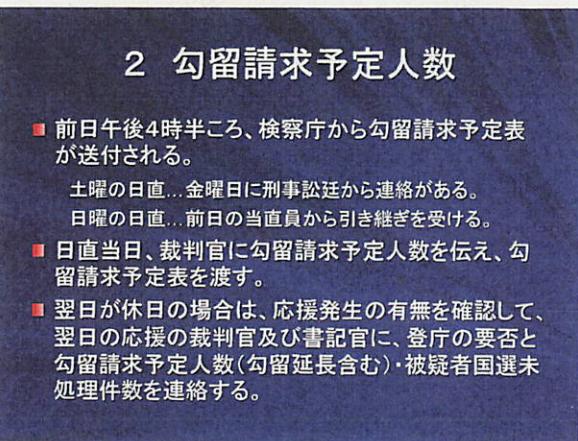
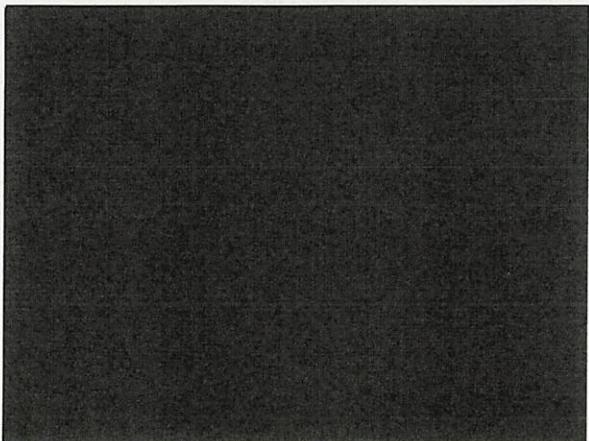
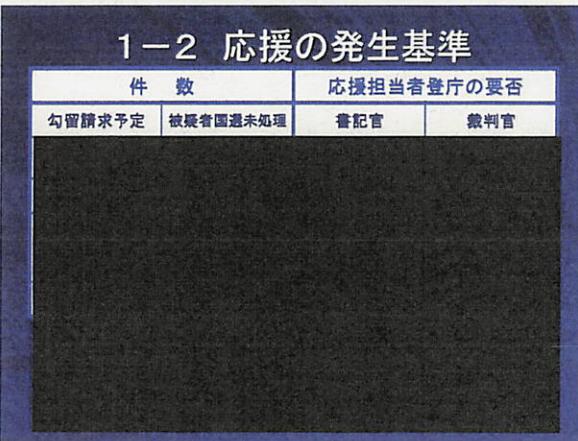
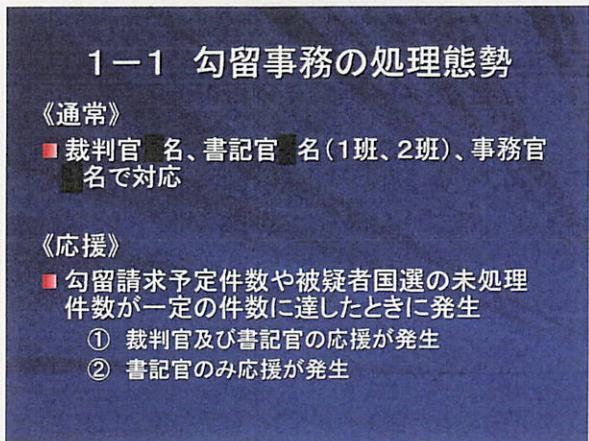
- 当直訴訟書類受付簿に記載し、総務課を経由して
翌開庁日に地裁又は簡裁に引き継ぐ。



参照する主なマニュアル等

- <当直用>勾留事務処理マニュアル
※勾留期間延長については、「当直令状等事務処理マニュアル」に記載
- 接見等禁止請求がある場合の謄本作成・交付方法
- [REDACTED]
マニュアル
- [REDACTED] マニュアル(勾留・接見等禁止)
- 勾留見本記録

いずれも府内ホームページに掲載。



3-1 勾留請求書の受理

地裁(む) 簡裁(る)

- 受付印を押し、受付時刻を記入する。
 - ★ 逮捕から検察官送致まで48時間以内
 - ★ 検察官受取時から勾留請求まで24時間以内
 - ★ 逮捕から勾留請求まで72時間以内
- で事務処理をする。
 - ★ 勾留、接見等禁止、勾留延長は で事務処理をする。

※検察庁等から、被疑者が新型コロナウイルスに感染している、又は、感染の疑いがあるとの連絡を受けた場合には、裁判官の指示により、コロナ対応による勾留質問を行う。
(詳細は「地裁刑事訟廷からの連絡事項」中の「新型コロナウイルスに感染している、又は、感染している疑いのある被疑者の勾留質問について」を参照のこと。)

3-2 接見等禁止請求書の受理

地裁(む) 簡裁(る)

- 勾留請求に付随して接見禁止の請求があつた場合は、 で事務処理をする。
 - ▶ 決定書1通と賛本3通(被疑者、検察庁×2)が
 - ▶ 決定書は、①日本人成人用、②外国人成人用、③日本人少年用、④外国人少年用、⑤成人切迫少年とある。事案に応じて

- ▶ 少年の場合で、両親が離婚するなどして、親権者となっている者が「父」または「母」のみの場合は、除外されているのが誰かよく確認する。

※例1 「親権者たる父母」の「父」を削除

例2 「親権者たる父母」の「親権者たる」を削除

3-3 少年法改正について (R4.4.1施行)

- 従前は、罰金以下の刑に当たる犯罪の場合は、司法警察員から直接家庭裁判所へ送致され、検察官から勾留請求されることはなかったが(41条)、今回の改正により、18歳、19歳の少年(特定少年)については、検察官からの勾留請求が可能となった(67条1項)。
- ただし、18歳未満の少年については、従前どおり司法警察員から直接家庭裁判所へ送致されるため、検察官から勾留請求されることはないので要注意。
- 成年年齢が引き下げられたため、特定少年については親権者が親観できないなくなり、2条から「成人」の定義が削除されたため、裁判官に相談のうえ接見等禁止決定の文言を修正する必要あり。
(例)「被疑者の親権者たる父母」→「被疑者の父母」
「成人に達したときは」→「20歳に達したときは」

4 勾留状等の起案

■ 勾留状への印押捺は不要

5 勾留状等点検→記録を裁判官へ

- ① 勾留状、勾留事務チェックシート
勾留状用紙2枚に被疑事実の要旨を合てつし勾留状を作成する。
※別添写真の男(女)の場合、写真は末尾に添付する。
チェックシートの事前審査欄の内容を確認し、チェックする。
- ② 接見禁止等請求書と接見禁止決定書原本
(接見禁止等請求付きの場合)
- ③ 被疑者国選チェック表
(請求の有無にかかわらず全件作成する。)
- ④ 被疑者国選請求書
(事前に請求書が提出されている場合)

6 開錠・施錠

7 被疑者の呼出

- 裁判官から被疑者呼出の指示があつたら
- ✓ 勾留質問の順番を決める
-
- ✓ 警察電話を使用して検察庁内の仮監に呼出の依頼と順番を伝達する
※身柄を呼んでから裁判所に身柄が到着するまで15~30分程度を要する
- ✓ 検察庁に電話し、通訳人に来庁してもらう

8 勾留質問の立会い

- 被疑者の身柄が到着したという連絡が入る。
- ↓
- 裁判官、通訳人とともに勾留質問室に入る。
- ↓
- 入室後、部屋使用中ボタンを押し、ドアを施錠する。
- ↓
- 質問に沿って、勾留質問調書への記載、被疑者への読み聞かせ、被疑者に署名指印をさせる。
- 接見禁止の場合は謄本1通をその場で交付送達

11 検察庁への引継ぎ

- 勾留状、勾留質問調書、通訳人尋問調書、接見等禁止決定謄本2通に押印漏れ等がないか点検する。
- 勾留状、勾留質問調書、通訳人尋問調書、接見等禁止決定謄本2通、記録を検察庁の当直室に引き継ぎ、「事件関係送付一覧」に受領印をもらう。
※ 引継は全部まとめて持っていく。ある程度まとったら、その都度、少しでも早く引き継ぐこと。
- ※ 接見禁止等請求書、接見禁止決定原本、送達報告書は引き継がない。
- ※ 被疑者国選の請求があった場合は、ステーブラーの針を外さずに勾留状のコピーをとること。

12 翌日の応援の要否の連絡

翌日が休日になる日の日直員は、午後4時半から5時までの間に、翌休日の応援裁判官及び応援書記官に登庁の要否を連絡する。

13 事後処理

- (日直2班の当直員において)「休日の勾留請求に関する調査引継票」を作成し、当直日誌に挟み込む。
- 接見禁止関係の書類、通訳料請求書(通訳人立会表添付)をクリアファイルに入れ、刑事担当者へ確実に引き継ぐ。

14-1 勾留質問の付隨手続 (被疑者国選の請求)

事前に国選弁護人選任の請求がなく、かつ、勾留質問手続中に請求する旨の申告がなされた場合

- 勾留質問室において、被疑者に同室に備え付けの「国選弁護人選任請求書・資力申告書」に記入してもらう。
- 外国語版は、可能であれば事前に準備しておく。日本語版の請求書を利用して通訳人を介して手続を実施してもよい。

14-2 勾留質問の付隨手続 (当番弁護士の希望、私選弁護人の選任申出)

- 当番弁護士の希望又は私選弁護人の選任申出があった場合の処理
 - 勾留質問調書の勾留通知先欄に記載する。
 - チェックシートに申出の有無をチェックし、その後の処理をする当直員に確実に引き継ぐ。
 - 勾留質問調書のコピーをとる。
 - 「被疑者弁護人選任申出通知簿」を参照して通知し、同帳簿に所要事項を記載し、押印する。
 - 日直2班がチェックシートを参照し、調書のコピーと通知簿を照合して確認する。

14-3 勾留質問の付隨手続 (要通訳事件)

- 勾留質問開始前に通訳人を呼ぶ。(検察庁当直)
- 通訳人が到着したら通訳人尋問調書、宣誓書に署名押印をもととともに、通訳料請求書の住所・氏名を確認してもらう。通訳料請求書の押印は不要(場所:裁判所当直室)。
- 被疑事実の写しをあらかじめ交付する。
- 通訳人立会表に実際に通訳した時間を記載する(通訳料算定の基礎)。
- 通訳料請求書の通訳料欄は空欄のままで引き継ぐ(裁判官の決裁印も不要)。
- 通訳人には出入口の暗証番号は教えず、外まで案内すること。



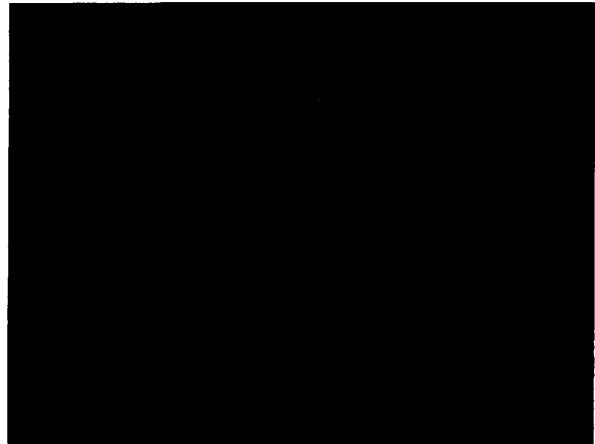
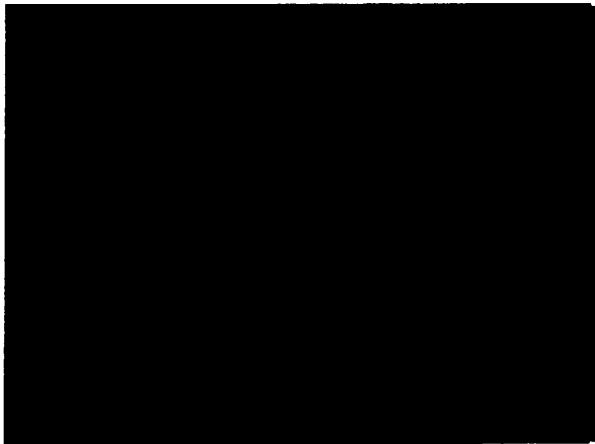
14-4 勾留質問の付隨手續 (領事官通報)

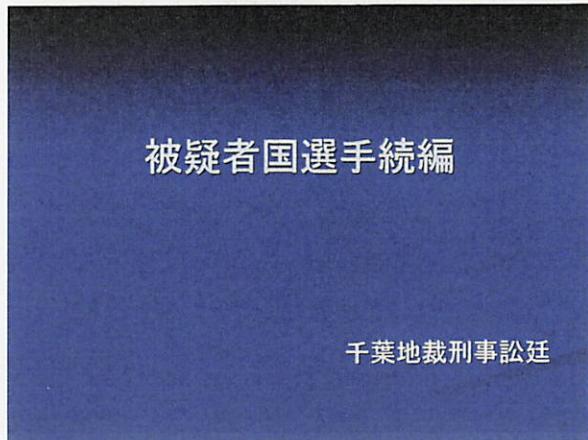
- 外国人の勾留請求の場合
→ ウィーン条約締結国か確認しておくこと
 - 外国人(通訳の要否を問わない)が領事官通報を希望した場合、普通郵便で通知する。通知書の用紙はものを使用する。
 - 捜査段階で既に通報されている場合は、裁判所から通報する必要はなく、被疑者に通報の要否を確認する必要もない。
 - ウィーン条約未締結国の場合には通報は必要的でないが、要請された場合は普通の通報でよい。
 - 二国間条約で本人が希望しなくとも通報の必要がある国もある。
 - ウィーン条約締結国だが日本に領事機関が未設置の北朝鮮等は通報を行うことができない。
 - ※ 領事官通報の要請の有無を確認した場合は、勾留質問調書に記載するか、「通報の要請に関する照会」という書面に被疑者の署名捺印をもらう。通報を行つたら、調書又は照会書の余白に通報済みである旨付記する。照会書は裁判所で保管する。

15 勾留に代わる観護措置

- 被疑者が少年の場合、勾留ではなく勾留に代わる観護措置が請求されることがある。
 - ※ 家庭裁判所で行う観護措置とは異なる。
 - この場合は令状請求事件簿の「観護措置」ところで受付番号をとる(の対象外)。
 - 裁判官の指示で観護措置に変える場合は、通常裁判官から検察官に連絡し、予備の請求として観護措置請求書が提出されるので、受付立件する。この場合で観護状を出した場合、通常は勾留請求は却下の処理となる(裁判官の指示に従う)。
 - 質問手続は勾留質問と同じだが、調書は「観護措置調書」となる。
 - 観護状、観護措置調書、観護措置通知、被疑者国選弁護人手続の各用紙は用紙又は電子データを使用する(対象外のため)。
 - 勾留との違い…①受容場所が少年鑑別所となる。②延長はない。
 - 観護状への印押捺は不要

令和5年度当直事務等説明会用資料





請求の態様	【通常の請求】 勾留請求時の請求(本庁)	勾留状発付後の請求 【あと出し請求】		木更津・八日 市場・市川の各簡裁からの引継ぎ (FAXで引き継がれる)
		勾留状発付が 千葉地裁・千葉簡裁	勾留状発付が 木更津・八日 市場・市川の各簡裁	
請求書の提出方法	警察がまとめて持参 又は 被疑者が提出	警察からFAX等で提出	(各簡裁に提出)	
受け付けた裁判所名	当番裁判所 (千葉地裁 又は 千葉簡裁)		(各簡裁で受付済み)	

※その後の処理は請求書を受け付けた裁判所名で行う

1 参照する主なマニュアル等

- <当直用>国選弁護人選任処理マニュアル
- [REDACTED]
- [REDACTED] マニュアル(被疑者国選)
- 被疑者国選手続見本記録
- 辞任届付弁護人選任届について

いずれも府内ホームページに掲載・[REDACTED]

2 選任請求の態様

請求の態様	【通常の請求】 勾留請求時の請求(本庁)	勾留状発付後の請求 【あと出し請求】		木更津・八日 市場・市川の各簡裁からの引継ぎ (FAXで引き継がれる)
		勾留状発付が 千葉地裁・千葉簡裁	勾留状発付が 木更津・八日 市場・市川の各簡裁	
請求書の提出方法	警察がまとめて持参 又は 被疑者が提出	警察からFAX等で提出	(各簡裁に提出)	
受け付けた裁判所名	当番裁判所 (千葉地裁 又は 千葉簡裁)		(各簡裁で受付済み)	

※その後の処理は請求書を受け付けた裁判所名で行う

3-2 勾留請求時の選任請求 (チェック表の準備)

- 被疑者国選弁護人選任請求事件チェック表を作成しておく
 - ✓ 当日勾留請求予定の全件について作成しておく
 - ✓ 簡裁はピンク色、地裁は青色のチェック表を使用

3-3 勾留請求時の選任請求 (選任請求書の受付)

- 当日午前中までに留置管理職員がまとめて持参
- 上訴申立書等記録簿(被疑者国選選任請求書用)に登載(符号は「(記)」)
- ✓ 帳簿は、地裁・簡裁の別あり
- ✓ 事前提出がなく、勾留質問時に選任請求があった場合は、勾留質問の場で請求書を記載させ、勾留質問終了後に帳簿に登載



その後の処理は、選任請求書を受け付けた裁判所名で行う
(処理未了で翌日に引き継がれた場合も同様)

3-4 勾留請求時の選任請求 (選任請求書の審査)

- チェック表に従い、審査する
- ✓ 資力が50万円未満であることを確認
- ✓ 資力が50万円以上である場合は、弁護士会からの不在・不受任通知があるか確認

3-5 勾留請求時の選任請求 (勾留請求が来てからの処理)

- チェック表に従い、さらに審査する
 - ✓ 私選弁護人が選任されていないことを確認。ただし、辞任届付弁護人選任届が提出されている場合は、勾留状が発付されると弁護人選任の効力が生じ、国選弁護人選任請求書が提出されれば、国選弁護人選任手続を進めることになる。
- 各書面の印刷
 - ・ファクシミリ送信書
 - ・指名通知依頼書
 - (精神障害の疑いがある場合は、裁判官の指示により、障害者刑事弁護制度に関する連絡事項を記載)
- 裁判官の審査
 - ✓ 勾留関係書類・記録とともに、国選登録を裁判官にあげる
 - ※勾留請求がなかった場合
 - チェック表にチェックし、当番裁判官に選任請求として受け付けないことについての押印をもらう

3-6 勾留請求時の選任請求 (勾留質問)

- 予め請求書の提出がなく、質問時に請求があつた場合
 - ✓ その場で請求書(当直室及び勾留質問室備付け)を記入させる
- 予め請求書の提出があるが、要件を満たさない場合(資力ありで不在・不受任通知なし、私選弁護人あり(辞任届付弁護人選任届の場合を除く)など)
 - ✓ 撤回する場合は、撤回書を記入させる(撤回しない場合は、請求却下の処理をすることになる)
- 予め請求書の提出があるが、勾留請求を却下する場合
 - ✓ 当然には選任請求の効力がなくならないので、マニュアルを参照して処理する

3-7 勾留請求時の選任請求 (法テラスへの指名通知依頼)

勾留状が発付されたら

- 勾留状のダブルチェック後、勾留状のコピーをとる
 - ✓ 勾留状のコピーは、ステープラー針を外さずにとること
 - ✓ 勾留状のコピーの被疑事実の余白に被疑者名を鉛筆で記入(送信先の混乱防止のため)
- 法テラスに電話連絡の上、
 - ・ファクシミリ送信書
 - ・指名通知依頼書
 - ・勾留状のコピー
 をFAX送信する → 法テラスから受領書が送信される

3-8 勾留請求時の選任請求 (選任手続)

- 請求書を受け付けた裁判所名で選任する
- ✓ 当番裁判官が受け付けた裁判所名で処理できない場合は、処理できる裁判官を探すことになる
- 指名通知が来たら、必ず即日選任する
- 午後5時までに選任命令を発する場合
- ✓ 昼間の当番裁判官が選任する
- 午後5時以降に選任命令を発する場合
- ✓ 夜間の当番裁判官が選任する
- 作成する書類
 - ・結果記載
- ✓ 選任書、選任書写し1通、選任通知書、請書
- ✓ 上訴申立書等記録簿(被疑者国選用)に結果を記載する

3-9 勾留請求時の選任請求 (選任通知書・選任書の送付)

- 送付先(FAX) ※いずれも選任当日に送付する
 - ✓ 檢察官 ※事前に電話連絡をする
 - ✓ 被疑者(が留置されている警察署) ※警察電話を使用
 - ✓ 法テラス ※事前の電話連絡不要
- 通知手続済みの付記
 - ✓ 選任書写しに通知手続済みの付記をする
- 弁護人への選任書等の送付
 - ✓ 弁護人に連絡し、(連絡がつかなくても)選任書原本・請書を普通郵便で発送する

3-10 勾留請求時の選任請求 (引継ぎ)

■ 处理が終わったもの

- ✓ 引継書を作成して次の当直員を介して、刑事公訴又は簡裁刑事係に引き継ぐ

■ 处理未了のもの

- ✓ 引継書を作成し、次の当直員に確実に引き継ぐ
- ✓ 国選記録は、進行段階ごとに所定の場所に置く

4-1 勾留状発付後の請求

請求の 態様	【通常の請求】 勾留請求時の 請求(本庁)	勾留状発付後の請求 【あと出し請求】 勾留状発付が 千葉地裁・千 葉簡裁	木更津・八日 市場・市川の 各簡裁から の引継ぎ (FAXで引 き継がれる)
請求書の 提出方法	警察がまとめて持参 又は 被疑者が提出	警察からFAX等で提出	(各簡裁に 提出)
受け付け る裁判所 名	当番裁判所 (千葉地裁 又は 千葉簡裁)		(各簡裁で 受付済み)

※その後の処理は請求書を受け付けた裁判所名で行う

4-2 勾留状発付後の選任請求 (あと出し請求)

■ 選任請求書の提出先

- ✓ 松戸簡裁以外の管内裁判所(千葉地裁、千葉簡裁、木更津簡裁、八日市場簡裁、市川簡裁)で勾留状を発付した被疑者のあと出し請求は、本庁(千葉簡裁又は千葉地裁)に提出される

■ 警察からの選任請求書の提出

- ✓ 電話連絡(このときに、私選弁護人がついていないことを確認する)後、勾留場所の警察から、請求書等がFAXされる

【提出書類】

- ・国選弁護人選任請求書・資力申告書
- ・勾留状写し
- ・資力が50万円以上の場合は、不在・不受任通知

■ 前に被疑者国選弁護人選任請求がないことの確認

- ✓ 上訴申立書等記録簿(被疑者国選用)(地裁・簡裁)を参照

4-3 勾留状発付後の選任請求 (あと出し請求)

■ 選任請求書の受付・処理する裁判所名

- ✓ 勾留状の発付府にかかわらず、請求書を受理した日の当番裁判官の裁判所名(千葉簡裁又は千葉地裁)で受け付ける

↓
その後の処理は、請求書を受け付けた裁判所名で行う

■ 帳票作成の際の
の可否

- ✓ 勾留状発付が本庁(千葉地裁又は千葉簡裁)

- ✓ 勾留状発付が本庁以外(木更津・八日市場・市川の各簡裁)

→手書きで作成

5-1 木更津・八日市場・市川 の各簡裁からの引継ぎ

請求の 態様	【通常の請求】 勾留請求時の 請求(本庁)	勾留状発付後の請求 【あと出し請求】	
		勾留状発付が 千葉地裁・千 葉簡裁	勾留状発付が 木更津・八日 市場・市川の 各簡裁
請求書の 提出方法	警察がまとめて持参 又は 被疑者が提出	警察からFAX等で提出	
		(各簡裁で 受付済み)	

※その後の処理は請求書を受け付けた裁判所名で行う

5-2 木更津・八日市場・市川 の各簡裁からの引継ぎ

■ 各簡裁からの引継ぎ

- ✓ 木更津・八日市場・市川の各簡裁で既に選任請求書が受け付けられている

↓
その後の処理が未了(選任まで至らない)のため、本庁にFAXで引き継がれる

■ 処理する裁判所名

- ✓ 請求書を受け付けた裁判所名(木更津・八日市場・市川の各簡裁)で行う

- ✓ →手書きで作成

- ✓ 選任通知書の書記官印は、認め印を使用する

6 援助私選弁護人から 被疑者国選弁護人への切替

■ 選任請求書の提出

- ✓ 私選弁護人が、直接持参する
- ✓ 捜査機関の受付印が押された弁護人辞任届の写しが添付される
- 勾留状発付前の提出の場合
 - ✓ 勾留請求時の請求(通常の請求)の場合と同じ
 - ✓ 指名通知依頼書の連絡事項欄に、切替の旨を記載する
- 勾留状発付後の提出の場合
 - ✓ あと出し請求の場合と同じ
 - ✓ 勾留場所の警察から勾留状の写しをFAXで取り寄せる
 - ✓ 指名通知依頼書の連絡事項欄に、切替の旨を記載する
 - ※辞任届付弁護人選任届の場合は、この切替手続は不要。

7-1 処理上の留意点 (処理未了の引継ぎを受けたら)

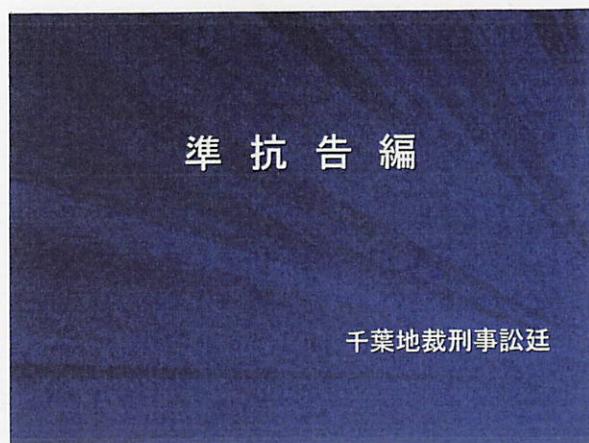
■ 特に次の点を確認

- ✓ 請求の態様
 - ・ 勾留請求時の請求(通常の請求)
 - ・ あと出し請求
 - ・ 管内簡裁からの引継ぎ
- ✓ 進行状況
 - ・ 法テラスへの指名通知依頼未了
 - 朝9時以降に法テラスに指名通知依頼をする
 - ・ 法テラスからの指名通知待ち
 - 法テラスから指名通知が来たら選任手続をする
- ✓ 処理すべき裁判所名
 - ・ 請求書を受け付けた裁判所
- ✓ 令状当番裁判官が処理可能かどうか

7-2 処理上の留意点 (当番裁判官が処理できない場合)

■ 令状当番裁判官が処理できない場合

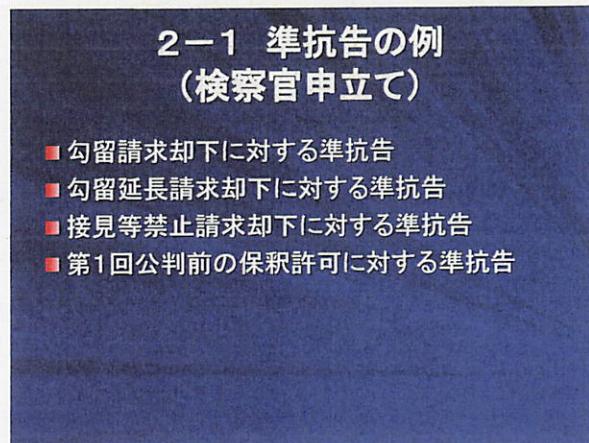
- ✓ 千葉簡裁名義で処理すべき場合に、当番裁判官が○印
- ✓ 千葉地裁名義で処理すべき場合に、当番裁判官が簡裁判事
- ✓ 管内簡裁名義で処理すべき場合に、当番裁判官が○印
- ↓
- 千葉地裁名義で処理すべき場合の第1順位は、在庁する刑事部の裁判官。千葉簡裁名義で処理すべき場合の第1順位は、在庁する簡裁判事等。各第2順位以降については、「在庁時間外の令状事務処理基準1(5)ア、イ、ウ」を参照の上、処理を依頼する(同処理基準1(5)ア、イは令状請求事件が対象であるが、ウ「その他」に被疑者国選弁護人選任事務が含まれる。)。



1 準抗告とは

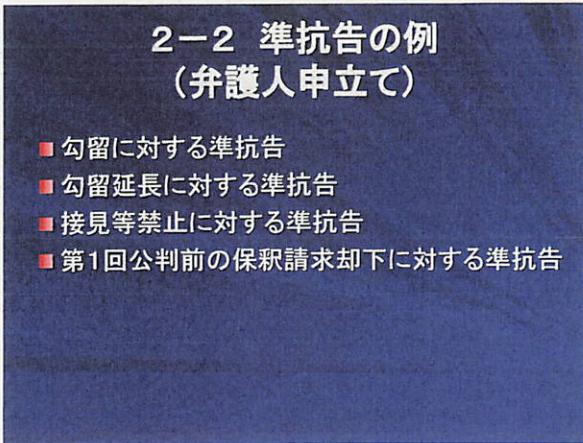
- 裁判官がした裁判に対する不服申立て(刑訴法429条)
- 捜査機関の処分等に対する不服申立て(刑訴法430条)

※裁判所がした決定に対する不服申立て
→抗告(刑訴法419条、420条等)



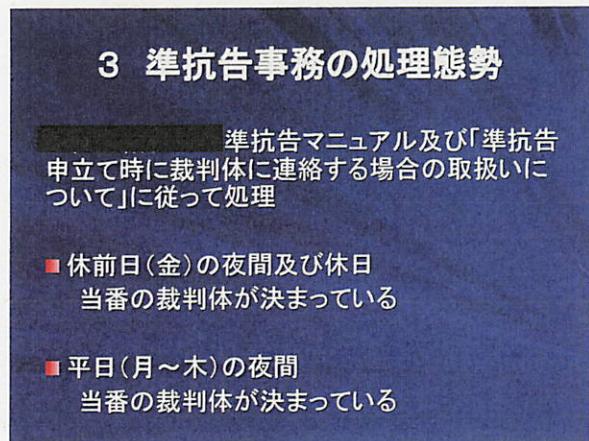
2-1 準抗告の例 (検察官申立て)

- 勾留請求却下に対する準抗告
- 勾留延長請求却下に対する準抗告
- 接見等禁止請求却下に対する準抗告
- 第1回公判前の保釈許可に対する準抗告



2-2 準抗告の例 (弁護人申立て)

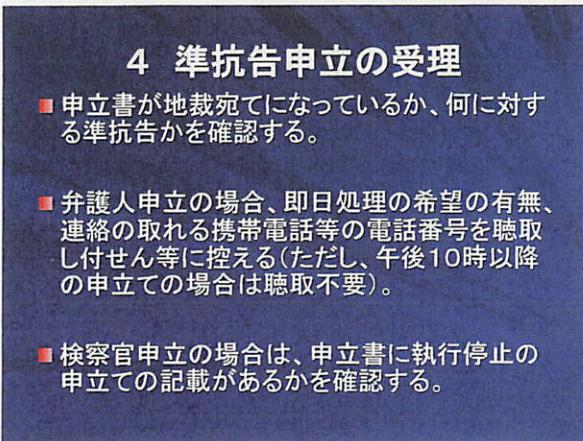
- 勾留に対する準抗告
- 勾留延長に対する準抗告
- 接見等禁止に対する準抗告
- 第1回公判前の保釈請求却下に対する準抗告



3 準抗告事務の処理態勢

■ 準抗告マニュアル及び「準抗告申立て時に裁判体に連絡する場合の取扱いについて」に従って処理

- 休前日(金)の夜間及び休日
当番の裁判体が決まっている
- 平日(月～木)の夜間
当番の裁判体が決まっている



4 準抗告申立ての受理

■ 申立て書が地裁宛てになっているか、何に対する準抗告かを確認する。

■ 弁護人申立ての場合、即日処理の希望の有無、連絡の取れる携帯電話等の電話番号を聴取し付せん等に控える(ただし、午後10時以降の申立ての場合は聴取不要)。

■ 検察官申立ての場合は、申立て書に執行停止の申立ての記載があるかを確認する。

5 裁判官への連絡

令和5年3月24日付け令状委員長書簡「準抗告申立て時に裁判体に連絡する場合の取扱いについて」に従って行う（「地裁刑事訟廷からの連絡事項」内にあり。）。

6 捜査記録の取寄せ 等

- 弁護人申立ての場合は、当日判断であれば、検察庁に電話し、検査記録を取り寄せる（検査記録の借り受けの際に、申立書写しを送付する。夜間に申立てがあり、翌日判断であれば、当日に検査記録の取寄せはせず、翌日の午前8時30分頃に、検察庁に電話し、記録を取り寄せることが可。）
- 当日判断しない場合は、請求者（検察官又は弁護人）に当日判断しない旨連絡する。

7 申立書の受付

- 立件処理をする（一般（む））。
 - 執行停止については、立件は不要
- 申立書を4部コピーする（合議体用3通、担当書記官用1通。ただし、弁護人申立ての場合は、検察庁用に1通追加）。
- 表紙を印刷し、申立書と裏表紙を付けて記録を作成する。
- 相手方への通知（後述のとおり）

8 相手方への申立通知

- 検察官からの準抗告の場合
 - 被疑者（被告人）に対しては、■を使用して留置施設に通知する。
 - さらに、弁護人が付いていれば、弁護人に電話で通知する。
 - 準抗告申立書に通知した旨を付記する。
- 弁護人からの準抗告の場合
 - 検査記録を借り受ける際に、準抗告申立書写しを検察庁に送付し、準抗告申立書に通知した旨を付記する。

9 執行停止申立ての処理

- 検察官からの準抗告の場合、執行停止の申立てが同時になされる場合があるが、立件は不要
- 執行停止の判断主体が決まったら、決定書を起案し、判断してもらう裁判体に記録とともに持っていく。
- 謄本2通を事件関係送付簿で検察庁へ送付する（被疑者・弁護人への送達は不要）。
- 決定原本に決定謄本を検察庁へ送付した旨を付記し、準抗告の記録に綴る。

10 第1回公判前の保釈に関する準抗告の場合

- 保釈請求却下に対する弁護人からの準抗告
 - 保釈許可に対する検察官からの準抗告
 - の場合、判断には検査記録に加え、公判記録も必要になる。公判記録は、公判事件の係属部書記官室に取りに行く（記録の保管場所は、当該部の主任書記官に電話で照会する。）。

11 準抗告の判断に伴う処理

- 日直の時間帯に判断が出ない場合もあるので、その場合は、準抗告事件処理票(準抗告マニュアル参照)を作成したうえで、宿直に引き継ぐ。
- 合議体から決定書ができたとの連絡があったら、決定書を取りに行き、事件番号、被疑者名などを適正手続確保の観点からチェックをする。
- チェックが終わったら、合議体にその旨伝え、決定原本をもらう。

12 決定臘本の作成 等

- 決定臘本4通(検察官用2通、弁護人用1通(弁護人の人数分)、被疑者用1通)、写し1通(原裁判官用)を作成する。
- 勾留延長に対する準抗告で延長の日数が変更になった場合でも、勾留状に鉛筆、付箋等で注意喚起する必要はない。

13 勾留状の作成 等

- 勾留請求却下に対する検察官からの準抗告で、勾留請求却下の裁判を取り消して勾留する場合
- 勾留状を作成する。
(発付する庁が千葉地方裁判所であり、裁判の主体が裁判長裁判官になるという点に注意)
 - 勾留通知をする必要があるので、捜査記録中の勾留質問書を確認し、通知先の指定があれば、調書のコピーをとっておく。
 - 勾留状を発付した場合、国選弁護人選任請求が出ていれば、国選弁護人選任の処理をすることで、勾留状をコピーする。

14 脣本の送付 等

- 決定臘本2通、勾留状を発付していれば勾留状及び捜査記録を事件関係送付簿で検察庁へ送付し、決定臘本を送付した旨を決定原本に付記する。
- 弁護人に結果を連絡し、決定臘本を当日取りに来ると言えば、交付送達する(郵送の場合は刑訟へ引き継ぐ)
- 準抗告事件処理票を作成する。
- 残りの決定臘本(被疑者用)、決定書写し(原裁判官用)、準抗告記録、準抗告事件処理票を刑訟へ引き継ぐ。

15 勾留状発付に伴う処理

- 勾留状を発付した場合、勾留通知先の指定があれば、調書のコピーを参照して勾留通知をする。
勾留通知後、調書のコピーに通知の付記をし、同コピーを準抗告記録に綴り込む。
- 勾留状を発付した場合、国選弁護人選任手続をする必要があるものは、速やかに処理をする(勾留状発付が午後5時を過ぎているなどのため国選弁護人選任の処理が翌日になる場合は、次の当直員に引き継ぐ。)。

※国選請求書を受け付けている裁判所名で処理することに注意。